

令和8年第1回
曾於市農業委員会總會議事録

令和8年1月20日
曾於市農業委員会

第 1 回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日 令和8年1月20日（火） 午前9時00分

2 場 所 末吉中央公民館 大会議室

3 出席委員

1 番	○○○○○	2 番	○○○○○	3 番	○○○○○
4 番	○○○○○	5 番	○○○○○	6 番	○○○○○
7 番	○○○○○	8 番		9 番	○○○○○
10番		11番	○○○○○	12番	○○○○○
13番	○○○○○	14番	○○○○○	15番	○○○○○
16番	○○○○○	17番	○○○○○	18番	○○○○○
19番	○○○○○	推進委員	○○○○○	推進委員	○○○○○
推進委員	○○○○○				

4 欠席委員 8 番 ○○○○○、10番 ○○○○○

5 議事録署名委員 9 番 ○○○○○、11番 ○○○○○

6 職務のため出席した者の職、氏名

事 務 局	局長	○○○○○	次長	○○○○○
	農地係長	○○○○○	農地係	○○○○○
	農地係	○○○○○	農地係	○○○○○
農 政 課	農政係	○○○○○		

7 閉会年月日 令和8年1月20日（火） 午前10時15分

令和8年第1回曾於市農業委員会総会日程

令和8年1月20日（火）

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

議案第1号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について

議案第2号 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興整備計画の変更申請について

議案第3号 農地法第4条による許可申請について

議案第4号 農地法第5条による許可申請について

議案第5号 非農地証明願について

議案第6号 農地の用途変更届（200㎡未満）について

議案第7号 農用地等のあっせんについて

議案第8号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について（令和8年3月31日始期分）

(2) 報告

報告第1号 合意解約等の報告

4 その他

令和8年第1回曾於市農業委員会総会

令和8年1月20日（火） 午前9時00分

○事務局（○○○○○局長）

御起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（○○○○○会長）

おはようございます。12月、1月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりです。本日は、○○○○○委員と○○○○○委員から欠席届が提出されております。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から、令和8年第1回曾於市農業委員会総会を開会いたします。まず、議事録署名委員の指名を行います。9番○○○○○委員、11番○○○○○委員を指名いたします。

○議長（○○○○○会長）

これより議事に入ります。議案第1号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○事務局（○○○○○係長）

12月総会で保留となっております財部138号について、事務局から説明させていただきます。○○○○○委員から質問をいただいた営農計画書の内容について、12月22日の月曜日に申請代理人の○○○○○行政書士に来庁いただき、内容について、改めて確認したところです。申請人は、農業については素人ということですが、申請当初は無理な計画を立てるよりは、徐々に作付けを増やしていき、残りについては、自己管理していくという計画書を作成したということでした。しかし、12月の総会時点では、既にトラクターを2台購入され、近くに住む御両親の手伝いをもらいながら、全て作付けされるということでした。また、以前申請地を借りていた○○○○○さんにも、所有権を動かした後に、作付けする意思があるか確認したところ、そこについては、まったくないということでした。計画書にもありますように、営農に関する指導については全面的に協力して、○○○○○さん個人で作付けすることはないということも確認ができたところです。以上のようなことから、補足説明資料の4ページにありますように、営農計画書の差し替えをしていただいで、今回改めて審議していただくこととなります。以上です。

○4番委員（○○○○○）

末吉1号について、1月15日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、露地野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、末吉2号について、1月15日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は親子です。受人の住所地が都城市ですが、申請地まで車で10分程度で、通作距離に関して営農に支障はないと思われれます。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、末吉3号について、1月15日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。この土地は、売買成立していませんが、確約書をいただいている状態です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、末吉4号について、1月15日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○9番委員（○○○○○）

末吉5号について、1月9日に○○○○○推進委員と現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に

影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、末吉6号について、1月9日に〇〇〇〇〇推進委員と現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人が80歳以上ですが、後継者に長女の婿〇〇〇〇〇氏65歳が健在であり、問題はないと思われます。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻、飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、末吉7号について、1月9日に〇〇〇〇〇推進委員と現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、茶と露地野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、末吉8号について、1月9日に〇〇〇〇〇推進委員と現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○4番委員 (〇〇〇〇〇)

末吉9号について、1月15日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人が80歳以上ですが、後継者になる息子さんが既に継いでいる状態です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、ユズが既に植えてある状態です。周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○15番委員 (〇〇〇〇〇)

末吉10号について、1月15日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、既にユズが植えられておりまして、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、末吉11号について、1月15日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人と渡人はいここです。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、既にユズが植えられており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○推進委員 (〇〇〇〇〇)

末吉12号について、1月13日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は親子です。新規就農ですが、トラクター等農機具は、父親からの借用ということで問題はないと思われます。自家消費のために出荷予定はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する田には水稻、畑には露地野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、末吉13号について、1月13日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人の住所地が三股町ですが、申請地まで車で20分程度で通作距離に関して、営農に支障はないと思われます。また、実家から申請地までは、車で2分程度ということでした。対価が周辺農地に比べると高額ですが、受人、渡人協議の上での価格であることから、やむを得ないと考えます。なお、受人に転用の意向はありません。転用しても10年後くらいと考えられているそうです。新規就農ですが、農業機械は、父親から借りるということでした。資材購入等は、ナフコ、JA等からの購入と聞いています。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、野菜全般を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○18番委員 (〇〇〇〇〇)

末吉14号について、1月13日に私と〇〇〇〇〇推進委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人は、トラクターとか機械は所有しておりまして、甘藷を作付

○議長（○○○○○会長）

ほかにありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第1号農地法第3条所有権移転による許可申請については、原案のとおり許可することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第2号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○5番委員（○○○○○）

末吉1号と財部2号を1月13日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。まず、末吉1号について、申請地は、種子田上自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が道を挟んで畑と宅地、南が畑、北が畑です。目的実現の確実性は、既に農家住宅、農業用倉庫を整備しています。位置は第1種農地に該当します。計画面積として、農家住宅、農業用倉庫を設置する面積714㎡は、同種施設の規模状況からみて適当と思われます。排水等については、雨水は水路へ放流し、汚水、生活排水は合併浄化槽を設置するもので適当と思われます。被害防除は、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は、第1種農地ですが、不許可の例外である集落接続施設に該当し、農家住宅、農業用倉庫を整備しており、農地への復元も困難であることから、農振除外やむを得ないとする意見の一致をみました。次に、財部2号について、申請地は、柿木自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が宅地、南が道を挟んで畑、北が畑です。目的実現の確実性は、牛舎、ロール置場を設置し、80頭くらいに増頭する具体的計画があり確実と思われます。位置は農用地区域内農地に該当します。計画面積として、牛舎、ロール置場を設置する面積3,800㎡は、同種施設の規模状況からみて適当と思われます。排水等については、雨水は水路へ放流し、家畜排せつ物は堆肥舎で攪拌後、ほ場へ還元することから適当と思われます。被害防除は、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は、農用地区域内農地ですが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当し、牛舎、ロール置場を整備することから、用途変更やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑・意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第2号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請については、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第3号農地法第4条による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○6番委員（○○○○○）

大隅1号について、1月13日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、紺垣自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑と山林、西が山林、南が山林、北が山林です。目的実現の確実性は、通帳の写しが添付されており確実と思

われます。位置は第2種農地に該当します。計画面積として、山林を整備する面積が全体で1,605㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思われる。排水等は、雨水のみで自然流下及び水路へ放流するもので適当と思われる。被害防除については、土留め工事を行います。また、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われる。道路条件は良好です。公害関係は特に問題ありません。調査結果の総合意見として、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当し、山林を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。
（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第3号農地法第4条による許可申請については、原案のとおり許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに御異議ありませんか。
（「異議無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に、議案第4号農地法第5条による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

大隅1号について、1月13日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、東旭ヶ丘自治会内の農地です。周囲の状況は、東が雑種地、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。目的実現の確実性は、通帳の写しが添付されており確実と思われます。位置は第2種農地に該当します。計画面積として、一般住宅を整備する面積が全体で525㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思われます。なお、500㎡を超えていますが、補足説明資料の44ページに添付されていますので、見ていただくと分かりますが、進入路が94.84㎡、宅地が430.29㎡と確保する必要があります。排水等については、雨水は水路へ放流し、汚水、生活排水は合併浄化槽を設置するもので適当と思われる。被害防除について、宅地の基礎部分については、盛土を30cm行いますが、境界にはブロック塀を設置します。また、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われる。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当し、一般住宅を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。
（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第4号農地法第5条による許可申請については、原案のとおり許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに御異議ありませんか。
（「異議無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に、議案第5号非農地証明願についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

末吉1号について、1月13日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は六町下自治会内の農地です。周囲の状況は、東が山林、西が宅地、南が道を挟んで畑、北が宅地です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として改善指導は受けていません。周辺の農地への影響は、申請地の南側は農地ですが、排水等の流れ込みなどはなく問題はないと思われます。その他農地法上も特に問題ありません。建物については、昭和

タブレットに出てくる地図の図郭自体は、基本の図郭になるので、そこから消すというのは、ちょっと作業的にできない状態です。ただ、台帳では、地番に孫番を付けた200㎡未満の用途変更手続きをした面積と残りの農地面積を分けて管理させていただいています。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

〇〇〇〇〇委員、よろしいですか。

○5番委員（〇〇〇〇〇）

ということは、図面上は、やはり見たときは違反転用というような感じになるわけですか。

○事務局（〇〇〇〇〇係長）

そうなります。

○5番委員（〇〇〇〇〇）

できたら調査に行ったとき、一部住宅とか倉庫とか書いて、何か認められているというものがあればいいんですけどね。

○事務局（〇〇〇〇〇係長）

タブレットで私がいまいち見ないんですけど、台帳には、備考欄のところに届出ありとか、200㎡未満の用途変更というのは書いてあるので、現地調査のときには、そういったのを付け加えることは可能かと思います。

○5番委員（〇〇〇〇〇）

調査委員は、台帳をもらうから分かるわけですね。一般の方は分からないわけですね。

○事務局（〇〇〇〇〇係長）

やり方を検討します。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

よろしいですか。

○5番委員（〇〇〇〇〇）

はい。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ほかにありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第6号農地の用途変更届については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に、議案第7号農用地等のあっせんについてを議題といたします。ここで、あっせん委員を指名いたします。末吉1及び2は、私と〇〇〇〇〇推進委員。末吉3から6までは、9番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員。財部7及び8は、6番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員を指名します。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

続いて、あっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願いします。

○9番委員（〇〇〇〇〇）

末吉113は継続をお願いします。

○7番委員（〇〇〇〇〇）

末吉114、115も継続をお願いします。

○18番委員（〇〇〇〇〇）

末吉116は打切りをお願いします。

○2番委員（〇〇〇〇〇）

大隅117は継続をお願いします。

○14番委員（〇〇〇〇〇）

大隅118も継続をお願いします。

○1番委員（〇〇〇〇〇）

末吉120も継続をお願いします。

- 4番委員 (〇〇〇〇〇)
末吉121も継続でお願いします。
- 事務局 (〇〇〇〇〇局長)
〇〇〇〇〇委員が欠席のため、事務局から報告します。末吉122も継続でお願いします。
- 9番委員 (〇〇〇〇〇)
末吉123、124も継続でお願いします。
- 14番委員 (〇〇〇〇〇)
大隅125、126も継続でお願いします。
- 19番委員 (〇〇〇〇〇)
大隅127、128、131は継続。129、130は成立です。
- 5番委員 (〇〇〇〇〇)
財部132は継続で、財部134は、あっせんしたけど、もうちょっと待ってくれということで打ち切りでお願いします。
- 6番委員 (〇〇〇〇〇)
財部135は成立です。136、137は継続でお願いします。
- 18番委員 (〇〇〇〇〇)
末吉138も継続でお願いします。
- 9番委員 (〇〇〇〇〇)
末吉139、140、141も継続でお願いします。
- 1番委員 (〇〇〇〇〇)
末吉142も継続でお願いします。
- 19番委員 (〇〇〇〇〇)
大隅143も継続でお願いします。
- 11番委員 (〇〇〇〇〇)
大隅144の畑については、司法書士の方から言ってくる予定になってます。田の方は継続でお願いします。
- 12番委員 (〇〇〇〇〇)
財部145も継続でお願いします。
- 6番委員 (〇〇〇〇〇)
財部146は成立です。147は継続でお願いします。
- 議長 (〇〇〇〇〇会長)
大変御苦勞様でした。継続については、引き続きよろしくお願いいたします。
- 議長 (〇〇〇〇〇会長)
次に、議案第8号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和8年3月31日始期分を議題といたします。
- 議長 (〇〇〇〇〇会長)
事務局から説明をお願いします。
- 事務局 (〇〇〇〇〇局長)
議案第8号の促進計画案につきまして、御説明いたします。資料は別冊で配布しているものになります。1ページから10ページまでになりますが、1ページから7ページまでは、農地中間管理権及び利用権設定の一括方式が107件で159筆、そのうち、1件の3筆は、議事参与の制限に該当するものとなります。そして、8ページは、農地中間管理機構貸付けの受け手変更が2件で7筆、9ページは、所有権移転の農地中間管理機構買入れが2件で4筆となります。10ページは、令和8年3月31日始期分の集計表となりますので、よろしくお願いします。
- 議長 (〇〇〇〇〇会長)
本件については、議事参与の制限に該当する農地中間管理権及び利用権設定の一括方式158から160までの1件を除いて、審査して差し支えありませんか。
(「異議無し」の声有り)
- 議長 (〇〇〇〇〇会長)
農地中間管理権及び利用権設定の一括方式と農地中間管理機構貸付けの受け手変更及び所有権移転の農地中間管理機構買入れについて、質疑・意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

議案第8号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和8年3月31日始期分は、議事参与の制限に該当する1件を除いて、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長 (○○○○○会長)

ここで、○○○○○委員は議事参与制限のため退席願います。

(○○○○○委員 退席)

○議長 (○○○○○会長)

続いて、農地中間管理権及び利用権設定の一括方式について、158から160までの1件を議題といたします。

○議長 (○○○○○会長)

質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

議案第8号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和8年3月31日始期分の農地中間管理権及び利用権設定の一括方式158から160までの1件は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長 (○○○○○会長)

○○○○○委員は、復席願います。

(○○○○○委員 復席)

○議長 (○○○○○会長)

次に、報告第1号合意解約等の報告については、議案書の20ページから23ページまでを御覧ください。

○議長 (○○○○○会長)

その他で何かありませんか。

○6番委員 (○○○○○)

市外者の農協口座新規開設について

○議長 (○○○○○会長)

ほかにありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

次に、事務局から事務連絡をいたします。

○事務局 (○○○○○局長)

農地売買等事業の取得者要件、農地移動適正化あっせん事業及び1月、2月の行事予定について

○事務局 (○○○○○次長)

活動日誌の提出について

○事務局 (○○○○○係長)

令和8年農地移動適正化あっせん譲受け等候補者、認定農業者名簿の配布及び市への政策提言に対する回答内容について

○農政課 (○○○○○)

農地中間管理事業の手続き上の注意点について

○議長 (○○○○○会長)

以上で、令和8年第1回曾於市農業委員会総会を閉会いたします。
○事務局（○○○○○局長）
御起立願います。一同礼。御苦労様でした。

令和8年1月20日（火） 午前10時15分閉会

（議事録署名委員）

会 長

委 員

委 員